

平塚市の新しい悪臭規制について

平塚市では、様々な悪臭問題に対応するため、悪臭防止法による規制方法を「特定悪臭物質規制」から「臭気指数規制」に改正します。

1. 規制地域について

農業振興地域を除く市内全域が規制対象地域です。

2. 規制基準の地域区分について

地域の特性に応じた規制基準を適用するために、規制地域を2つに区分します。

平塚市全域

第一種区域（住居系地域）	第二種地域（商業、工業及びその他の地域）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第二種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域 ・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域 	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 及びその他の地域（市街化調整区域） ※但し、農業振興地域は除く

3. 規制基準について

区分と規制基準

第1号規制 (敷地境界線)	第一種区域	臭気指数 10
	第二種区域	臭気指数 15
第2号規制 (気体排出口)	第一種区域	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数又は臭気強度
	第二種区域	
第3号規制 (排水水)	第一種区域	臭気指数 26
	第二種区域	臭気指数 31

4. 悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数は又は臭気強度について 【排出口の高さが15m以上の施設】

$$q = 60 \times F_{\max}^{-1} \times 10^{\frac{L}{10} - k}$$

q : 臭気排出強度の許容限度

L : 臭気指数1号規制基準として定められた値（10以上21以下の範囲の値）

k = 0.2255 : 臭気濃度と成分濃度の対応関係から設定された定数

F_{max} : 下記の大気拡散式により算出される一単位の臭気排出強度 に対する地上臭気濃度（F）の
最大値

$$F_{\max} = \left(\frac{1}{\pi \sigma_y \sigma_z U} \right) \cdot \exp \left[-\frac{H_e^2}{2 \sigma_z^2} \right]$$

σ_y : 水平方向拡散幅 (単位、メートル)

σ_z : 鉛直方向拡散幅 (単位、メートル)

U : 風速 (単位、1秒あたりのメートル)

H_e : 補正された排出口の高さ (単位、メートル)

【排出口の高さが15m未満の施設】

$$I = 10 \times \log C$$

I : 臭気指数の許容限度

C : I 値に対応する臭気濃度

5. 規制基準の適用日について

平成18年1月1日からです。

6. 規制の対象について

規制対象地域内にある全ての工場・事業所です。